

入札監理小委員会  
第515回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第515回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年9月18日（火）17：22～18：36

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- 兵庫国際交流会館の管理・運営等業務（独立行政法人日本学生支援機構）
- 「上石神井庁舎」の管理・運営業務（厚生労働省）

#### <出席者>

##### （委員）

古笛主査、稲生副主査、石田専門委員、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

##### （独立行政法人日本学生支援機構）

留学生事業部 小山部長

留学生事業部 留学生事業計画課 留学生宿舍管理室 萩原室長

政策企画部 総合計画課 天田課長

##### （厚生労働省）

職業安定局 労働市場センター業務室 谷室長

職業安定局 労働市場センター業務室 高西室長補佐

職業安定局 労働市場センター業務室 笠田係長

##### （事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 大変お待たせいたしました。それでは、ただいまから第515回入札監理小委員会を開催します。本日は、1、独立行政法人日本学生支援機構の兵庫国際交流会館の管理・運営等業務の実施要項（案）。2、厚生労働省の上石神井庁舎の管理・運営等業務の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、独立行政法人日本学生支援機構の兵庫国際交流会館の管理・運営等業務の実施要項（案）の審議を行います。本件は、本年の基本方針にて採択された新規案件となります。実施要項（案）について、独立行政法人日本学生支援機構留学生事業部、小山部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○小山部長 日本学生支援機構留学生事業部長の小山でございます。本日は当機構が実施する兵庫国際交流会館管理・運営等業務の民間競争入札実施要項をご審議いただくこと、まことにありがとうございます。日本学生支援機構を代表して御礼申し上げます。

兵庫国際交流会館は平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに建設が計画され、平成11年に竣工した施設となっております。施設の所在地は神戸市中央区で、最寄り駅はJR灘駅、阪神岩屋駅となっております。敷地は兵庫県からの借地で、建物は機構が所有しております。会館には留学生等が入居する宿舎として、単身用160室、夫婦用38室、合計198の居室、貸出施設として多目的ホールなど、4つの会議施設を備えております。

会館は当初、外国人留学生への生活の場を提供する宿舎として運営してまいりましたが、時代とともにその役割が増し、現在では国内外の優秀な学生や研究者への居住の場の提供に加え、国際交流事業の積極的実施、交流施設の開放を行うなど、単なる宿舎ではなく、国際交流の中核拠点施設として運営しております。

ご承知のとおり、会館の管理・運営については、平成22年度から2年間、公共サービス改革法に基づく民間競争入札により、2者から選定した事業者、また平成27年度から本年度まで4年間、一般競争入札による3者から選定した事業者によって運営してまいりました。その結果もあり、平成29年度には年間平均入居率が89.2%、入居者アンケートでは98.8%が会館での生活全般に満足するとの回答を得ることができました。

また、収支改善においても、第3期中期目標中期計画期間で掲げる収支率では、平成28年度と29年度の2年間、収入が支出を上回る結果を得るなど、極めて順調な運営を行っているところであります。本日はこのように順調な会館運営をさらに充実させるため、事業者にとって参入しやすく、かつ創意工夫を発揮できる実施要項（案）をご提出させて

いただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○萩原室長 それでは、実施要項（案）の内容についてご説明させていただきます。時間が限られておりますので、ポイントとなるところを中心にご説明し、その後の質疑応答の時間で委員の皆様からご質問にお答えするという形で進めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今回の実施要項（案）につきましては、これまで順調に事業実施ができていることから、複数者の応札があった前回の実施要項、並びにその後の一般競争による調達で使用した仕様書をもとに作成しております。管理・運營業務ということで、ルーティンな業務が多いところですが、今回の案では民間事業者が独自性を持って事業を実施できるよう、これまで機構みずからが行っていた入居者選考における入居許可、延長許可等、レジデント・アシスタントの選考における採否の決定、貸出施設利用承認の権限を委譲することで、より創意工夫を発揮できるというような内容にしてございます。

まず、（１）、本業務の対象施設の概要ですが、これは先ほど説明いたしました。

（２）でございますが、本業務の実施方針でございます。こちらを書いてあるとおりでございますが、参考に会館の設置目的も下のほうに書いてございます。

続きまして、（３）本業務の内容でございます。①本業務の内容、ア、勤務時間ですが、民間事業者は、本業務を実現できる最も効率的な体制を構築し、適切な人員を配置すること。なお、配置する業務従事者は民間事業者が雇用する者とし、次のとおり業務を行うものとする。勤務時間は、午前９時から午後５時４５分をコアタイムとして、それ以外をフレックスタイムにより勤務させることができるとしてしております。勤務日は毎日、１２月２９日～１月３日の年末年始休暇を除くとしてございます。

その他、cの休暇等は記載のとおりでございます。

d、業務従事者に求める要件ですが、勤務日のコアタイムには、英語力を有する者を少なくとも１名配置すること。外国人を配置する場合は、日本語能力試験N1合格または同等の日本語力を有する者を配置することとする。英語力を有する者の要件としましては、TOEFL-iBT79点以上、TOEFL-PBT550点以上、TOEIC730点以上、またはIELTS（アカデミック・モジュール）の6点以上である者か、英語を母語（教育言語が英語の中等・高等教育機関に4年以上在籍した者を含む）とする者とするとしております。

なお、入居者とのコミュニケーション円滑化を図るため、入居者の出身国・地域のうち、

入居割合の高い国の母語を話す者の配置も望ましく、提案により配置することができると思っています。

続きまして、イですが、業務内容。こちらは業務につきましては5つに分類しております。入居者受入れ・管理・厚生補導業務、会計業務、施設管理業務、渉外業務及び窓口業務の5つでございます。

まず、入居者受入れ・管理・厚生補導業務の内容でございますが、会館の居室提供方式には2種類がございます。1つが推薦方式です。この方式は大学等から推薦を受けた学生等に対し、民間事業者が居室を貸し出すという方式です。もう1つが配分方式です。この方式は、大学等への意向調査をもとに、あらかじめ大学等に居室を配分し、配分された居室数に応じて大学等からの推薦を受けた学生等に対し、民間事業者が居室を貸し出す方式でございます。

①と②ですけれども、入居条件や入居期間等を定める必要があることから、いずれの方式の場合でも募集要項は機構が作成することとしていますが、推薦方式と配分方式の居室数の割合は民間事業者が決められるよう、自由度のある内容としております。

③でございますが、入居者の受入れの参考としまして、平成29年度の入居者数を記載してございます。

④、入居者管理台帳の作成。⑤、入居者の生活指導。

⑥ですけれども、入居状況の管理。入居期間延長手続き、延長許可、所属大学への入居資格の確認につきましては、これまで機構が行ってまいりました。これにつきまして、民間事業者の裁量で行えるように改めております。参考として、平成29年度の延長者数も記載してございます。

⑦、日常の入居者の対応。

⑧は、退去者の退去手続事務・退去後の清掃等、こちらも参考として29年度の退去者数の実績を記載しております。

⑨、業務日誌・巡回日誌等による機構への報告。

⑩がRA（レジデント・アシスタント）選考に関する事務でございます。ここではRA選考に関する業務を記載しておりますが、⑪の下にRAについて記載をしてございます。

RAは、会館に居住し、入居者に対する相談活動や日常生活上の指導・助言等を行う者のことです。RAは入居している日本人学生等から選考しており、選考はこれまで機構が行ってまいりましたが、今回、民間事業者が行えるように改めております。

RAですけれども、入居する留学生にとっては、会館での生活に必要な不可欠な存在であるということに加えて、RA自身にとりましては、留学生との日々の生活の中で語学力が向上できます。本人のやる気次第でございますけれども、異文化理解やイベント実施等によるリーダーシップ力やマネジメント力等を高めることができることから、日本人学生にとってRAになるということは非常に有益であると考えます。

また、管理者側にとりましては、入居者管理業務の補助的な役割を担うということになりますことから、民間事業者みずからがRAを選考できるということは、民間事業者みずからが考える会館管理・運営の実現に役立つものであると考えます。参考に面接人数も書いてございます。

⑪、RAオリエンテーション、ミーティング等。こちらにつきましては民間事業者が実施計画を立てられるようにしております。RAの評価につきましても、民間事業者の運営方針により評価基準を定め、評価できるようにしております。

⑫、春期・秋期入居者への一斉オリエンテーション。⑬、消防訓練の実施。こちらにつきましては民間事業者が実施計画を立てられるようにしてございます。

⑭は災害等発生時の入居者安否確認及び施設設備等の状況確認の実施。

⑮、受託者の自主事業としまして、ウェルカムパーティー2回、フェアウェルパーティー1年1回、餅つき大会年1回、ウェルカムバザー年2回を実施することにしていますが、こちらにつきましては民間事業者が創意工夫を持って計画できるということにしております。

⑯、国際交流拠点事業の実施及びその他事業の実施協力です。機構では、会館の国際交流の中核的拠点施設という位置づけから、国際交流拠点事業、国際塾という名前のものと交流研究発表会というものですけれども、こちらを実施しております。ここで言う事業の実施というのは、業務委託型としてこれらの事業を実施するというところでございます。

⑰は入居者の疾病・けがなどの緊急時の対応・報告。

⑱は施設案内パンフレットの作成です。案内パンフレットは民間事業者が創意工夫で原案を作成できるようにしており、施設の有効利用や入居率及び貸出施設の稼働率向上に活用できるということにしております。

続きまして⑲、アンケート調査。機構では年1回、入居者への満足度についてのアンケート調査を実施しています。民間事業者は機構が作成したアンケート用紙の配付、回収、未提出者への督促を行います。アンケートの集計及び分析は機構が行いまして、その結果

を民間事業者にフィードバックして、サービスの改善等に反映してもらうということを想定してございます。その他、機構が必要な入居者へのアンケート調査を月1回程度行う際についても、ここに記載してございます。

⑳、同窓会、ALUMNI組織の広報、加入手続き、管理等。同窓会は設立されたばかりの組織です。入居者全員を入会させるという方向で今、検討しておりますので、入会勧誘等の取組みは今回は求めないということにしてございます。

次、2番目ですけれども、会計業務です。料金徴収代行。ここで言う料金とは、入館費、館費、コインランドリー使用料、コピー機の使用料、貸出施設一時利用料金、設備備品等の弁償金のことを言います。徴収した料金は月1回機構に送金していただくということになってございます。料金につきましては、コインランドリーとコピー機は現金で使っている関係で、現金となりますが、それ以外のものについては原則として現金での徴収は行わないということにしてございます。

未納者への督促というものが業務の中に含まれてございますが、未収金は機構が責任を持つということにしてございますので、もし未収金が発生したとしても、民間事業者に弁済を求めるものではございません。

②③④⑤については記載のとおりでございます。

次が施設管理業務です。防火管理、②が貸出施設一時使用申請書の受付、書類作成及び事前準備・事後管理でございます。貸出施設の使用申請書の受付、使用承認等について記載しています。こちらは先ほど申しましたが、これまで機構が承認を行っていたところを民間事業者が承認できるというように改めてございます。

③④⑤⑥⑦⑧⑨は記載のとおりでございます。

なお、⑧の清掃業務、⑨の警備業務の詳細につきましては、別添の資料のほうで詳細な内容を示しております。

⑩、設備点検等の業務です。利用者が施設設備を安心して安全に利用することができるよう、法律で必要とされているものから自主的に行うものまで設備の点検業務を記載しております。

⑪、施設に関する苦情受付・対応、⑫、施設維持のための対応、⑬、設備・備品更新のための対応は記載のとおりでございます。

続きまして、渉外業務です。①は記載のとおりです。

②、国際理解教育に関する留学生参加です。地域の国際理解教育への協力は、国際拠点

の中核的拠点としては重要だと認識しておりまして、本機構としても拡充したいと考えております。しかしながら、地域の教育委員会等への情報提供は機構みずからが行うということで、本実施要項では民間事業者に拡充の取組みというのは求めておりません。

③は記載のとおりでございます。

最後の窓口業務、①②と分かれておりますが、こちらも記載のとおりでございます。

その下に※で別添4-1、現行の兵庫国際交流会館規程では、入居許可、入居期間延長許可、入居許可の取り消し及び貸出施設一時利用の承認は機構が行うこととしているが、事業開始までには民間事業者が許可・承認できるように改正する、ということに記載してございます。

次は、(4)本業務の実施に当たり確保されるべき質でございます。会館は機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国として整備すべき国際交流の拠点として活用するとされたことから、施設の有効活用、国際交流の拠点の2つの要素から確保されるべき質を設定いたしました。

施設の有効活用としましては、これまでの運営と同等の施設利用が必要であるという認識から、これまでの入居率及び貸出施設の稼働率の確保が実際に収入の確保につながるということからです。また、国際交流の拠点としましては、地域のさまざまな機関、教育機関を含めた機関、個人との連携協力関係を築き、運営に巻き込んでいく必要があるというふうに考えたからです。

1つ目、施設の有効活用ですが、施設の有効活用の観点から、平成28年度、29年度及び30年の4月から7月までの平均入居率が89.0%です。これは毎月10日現在の入居率の平均になりますが、これ以上の入居率、それと同様に貸出施設の稼働率は22.09%、これは有料での利用になりますけれども、この2つを達成するよう実施するというを質として書かせていただいております。

築19年を経過する施設でありまして、経年劣化により長期間を要する修繕等が発生する可能性があることから、なお書きで、なお、入居率及び稼働率の算出においては、長期間にわたり修繕を行う居室または貸出施設については、機構と協議の上、計算する際の母数から除外することがある、というふうに書いてございます。

2つ目が入居者の所属大学等でございます。会館の国際交流の中核拠点としての位置づけから、より多くの教育機関の会館運営への関与並びに連携を図ることを目的に、毎年度、新規に外国人留学生入居者の所属大学等を増加させる積極的な取組みを行うことというの

を求める質としております。

会館では単に交流する事業だけではなく、より高度な専門的な研究の発表と高度な知的交流を行う事業実施を今、進めているということから、新規の所属大学等につきましては、平成28年4月1日から来年の3月31日までに外国人留学生入居者が在籍していない機関とし、その対象としましては、大学または研究機関。ここでは専門学校、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程については除く、としてございます。

3番目、貸出施設一時利用に係る新規利用者、こちらにつきましてもより地域の方を多く巻き込んでいきたいということから、対象となる貸出施設を地域に積極的に開放し、交流、研修等の活動の場を提供するとともに、毎年、新規外部利用者を増加させる積極的な取組みを行うこととしてございます。新規利用者とは、先ほどの入居者と同じように、平成28年4月1日から31年3月31日までに有料で施設を利用したことがない者としてございます。

(5)の創意工夫の可能性については記載のとおりでございます。

(6)、契約の形態及び委託費の支払い方法でございます。②のイで業務委託費収入増加分としまして、インセンティブ支払いを行うこととしてございます。

支払い条件は、先ほど説明しました確保されるべき質に定める①～③の基準を満たし、かつ徴収料金ですけれども、こちらは入館費、館費及び貸出施設一時使用料金の年間合計額になりますが、8,040万円、これが基本徴収金額としますが、これを超えた場合に徴収料金の実績に応じて以下の算定により算定された金額を支払うという中身になってございます。8,040万円を超えた分の半分を民間事業者にお支払いするというふうな中身になってございます。

3ポツの実施期間に関する事項でございますが、事業の実施期間は来年31年の4月1日から3年間、34年の3月31日までとしております。ただし、夜間勤務がございませ警備業務につきましては、次の事業者への引継ぎが必要であるため、34年の4月1日の午前9時までとしてございます。

続きまして、入札参加資格に関する事項でございますが、これまでの発注の要件とほぼ同じとなっております。

(1)は共同事業体としての参加を可能としています。

(2)入札参加資格ですが、主立ったところを申しますと、④過去5年間のうちに150戸以上の集合住宅の管理・運営等業務の実績を有している者であること。

⑤ですけれども、こちらは平成28、29、30年の全省庁統一資格におきまして役務提供等のAまたはBの等級に格付けされている者であることとしております。

⑨ですけれども、各業務の実施に当たりまして、次の資格等を有している者、または資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができるものであることとしております。アからカまで、こちらについて、右にあるような登録、許可、認定、資格を有する者を要件としております。

6番ですけれども、落札者を決定するための評価の基準、その他、落札者の決定に関する事項でございます。

(1) 評価の方法の①必須項目ですけれども、1つでも条件を満たさない場合は不合格とし、全て満たした場合、基礎点として25点を付与します。

②が加点項目でございますが、こちらは205点としてございます。アイウエオと5つに分けておりまして、加点評価の割合ですけれども、全205点のうち、業務実施の体制を60点、本業務の提案110点、継続的な質の向上の方策20点、ワーク・ライフ・バランスの取組み5点、緊急時・非常時の対応に関する提案10点としています。

理由ですけれども、管理・運營業務というのはサービス業であるという認識でございます。配置する従業者によるところが大きいということから、配置従業者の経歴等を含めた業務実施体制を全体の3分の1となる60点としました。総括責任者及び従事者の経歴の割合を20点、従事者の教育計画につきましては項目を3つとして、割合を大きくしてございます。本業務の提案につきましては、まさに要の部分ですけれども、約半分となる110点としております。5分類の業務に加えまして、その他業務実施上の工夫に係る特段の提案としてございます。その中の主たる業務となります入居者の受入れについては、4項目として、よりウエートを高くするとともに、自主事業等の創意工夫を確認する項目も用意してございます。

時間が来てしまいましたので、駆け足になりましたが、説明は以上でございます。この後、質問のほうでお受けしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○古笛主査 ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 ちょっと1つ。業者に対して、大学を増やせというようなこととお書きになっていますよね。22ページ。当然、その地域が限られますよね。そうすると、今、

入ってきていない大学の数はどのぐらいあるんですか。

○萩原室長 別紙の8ページをご覧くださいでしょうか。別添の2-4と右肩に書いてある横になっているところなんですけれども、これが過去3年間に入居者が1日でもいた大学、教育機関になってございます。

○小松専門委員 いや、そうじゃなくて、神戸、大阪あたりが対象になると思うんですね。そうすると、そこにある高等教育機関の数ってわかっているわけですよね。そうすると、入っていないところはどのぐらい残っているの。要するに、増やしなさいと言って、営業をかけなさいと言っているわけなんですけれども、その対象がほとんど1校か2校しかないんだったら、そんな増やし方がないじゃないですかという、それを心配して聞いているんですけど。

○萩原室長 昨年5月1日現在の数字でございまして、兵庫県の大学で外国人留学生を受け入れているというのが29大学ございます。こちらの別添2-4を見ていただきますと、平成30年度の7月までで入居者がいる13校のうち、5番と12番が専門学校でございまして、11校、今、入居者がいるということですので、まだ多少営業先はある。これは兵庫県ですけど、大阪のほうも42大学が留学生を受け入れているという数字がございまして、その辺が対象になろうと思います。

○小松専門委員 わかりました。結構です。

○古笛主査 お願いします。

○石田専門委員 そもそもところで伺いたいのですが、1度、平成22年に廃止となったけれども、売却が進まなかったので機構が引き続き保有して、収支改善を図るということになったわけですね。この建物は平成11年に建てられて、周辺相場と比して低廉な使用料で宿舍の提供ということですが、今、単身が3万5,000円。夫婦が2.2倍の広さにもかかわらず4万円ですよ。これについて今まで料金改定はあったんですか。

○小山部長 はい。料金改定はしております。というのは、夫婦棟のほうが若干高かったんですけども、固定資産税、建物の分を免除いただくためにその金額に落としております。

○石田専門委員 この金額にしないと固定資産税がどーんとかかってくるんですか。

○小山部長 そうです。

○石田専門委員 固定資産税はどれぐらいかかるんですか。

○小山部長 建物は1,300万ぐらいだったと思いますが、それが免除されております。ですから、そのほうがはるかに有利だったということ。

○石田専門委員 1, 300万円をなしにするためにこの金額。では、これ以上上げられないという感じですか。

○小山部長 そうです。それが条件になっておりますので、そのぎりぎりまで落としたということです。

○石田専門委員 それは単身も3万5,000円より上げられないということですか。

○小山部長 はい。それを超えてしまうと、固定資産税、建物の分がかかってしまうということです。

○石田専門委員 周辺に比べ低廉とは、どれぐらい低廉なんですか。

○小山部長 建物の規模によって違いますが、大体4万円前後が相場になっているとは思っています。

○石田専門委員 それほど著しく低くないので、1, 300万円の固定資産税を払うのであれば、現行の家賃でということですね。

○小山部長 そうです。

○石田専門委員 あと、メンテナンスは機構さんの負担ですか。

○小山部長 修繕ということですね。はい。そちらは機構が負担する予定でおります。

○石田専門委員 一応収支黒字と言っても、そういうトータルのことと、あと取得原価の減価償却費を考えると、これは完璧に赤字事業ですね。

○小山部長 減価償却費を考えてしまうと、そうですね。

○石田専門委員 あと、確保されるサービスの質のところ、平均入居率は89%以上にしてもらうよ。それから、貸出しについては22.09%ということですが、頂戴している資料A-3のほうだと、貸出施設の稼働率は、平成30年6月だと、29.09%よりはるかにいいような気がするんですけど、これはどうなんでしょう。

あと、有料と有料ではないという違いは何ですか。有料でないというのは、機構さんがやっている、あるいは事業者がやっているイベントで使うということですか。

○小山部長 そうです。我々が主催するイベントということです。

○石田専門委員 有料について、22.09%って、今の頂戴している資料A-3を見ると、トータルしても軽く30%超えるような気がするんですけど、趣旨は、22.09%の設定は低過ぎるんじゃないですかという趣旨なんですか、どうでしょう。

○萩原室長 補足ですが、無料で使うものの中は入居者も含まれておりまして、入居者が中でパーティーとかやるときにも使わせているというのを補足でご説明しておきます。

情報開示の資料の中で別添の2-5、9ページになります。こちらをご覧くださいますと、ここに過去3年間、30年度は4月から7月までの稼働率がございますが、ここに全体の平均と、うち有料、うち無料というのがわかるように資料としてご用意しておりますが、28年度については有料が25.15%、29年度は21.42%、平成30年7月までが19.72%で、単純にこの3年間の平均で割りますと、今言った数字になるということで設定させていただいております。

○石田専門委員 単純に割った平均ですか。

○萩原室長 はい。

○石田専門委員 でも、上げて欲しいんですね。割ったということは、容易にクリアできるという水準な気がします。もっと収支改善したいのであれば、逆に3年間のうちの一番高いものに合わせてもいいような気はするんですけど。感想です。

○古笛主査 いかがでしょうか。お願いします。

○石村専門委員 資料A-4で、備考欄に単年度当たりの金額が書いてあるんですけど、22~23年度、例えば4,200万円とか、あと24~25年年度、4,100万円、26年度は書いていないんですけど、4,200万円だろうかと、上の。27~30年度が3,900万円という形で、上がったりがったりしているのは、これはどういう理由なんですかね。主な理由としては。

○萩原室長 21年度以前につきましては、ここに書いてあるように随意契約ということがございますので、22年度以降ということで話をさせていただきますと、22、23年度はこちらの法に基づく民間競争入札で、24、25年度は延長契約なので、それ以後については一般競争入札ということで、ほぼ同じ仕様でやっていますので、その時々民間事業者の応札額がこれだったということで、外的な要因についてはなかなか我々では判断し切れないところがございます。

○石村専門委員 要は、例えば27~30年度は2者応札だったので下がったとか、そういう分析とかはないんですか。

○萩原室長 入札書というのは事前に提出させる関係で、応札者は何者応札かということとはわからずに出しておりますので、1回目で落札となる場合はそういったところは多分応札者はわかっていないというふうに思います。

○石村専門委員 一応予定価格は非公表けれども、予定価格以内かどうかというのは一応検討はされているということなんですかね。

あともう1つ、先ほどの家賃の関係なんですけど、結局、委託者は未収が発生しても責任は問わないという形に書いてあったんですけど、大体お幾らぐらいの未収が発生して、長期の滞留といったらおかしいんですけど、居座りといったらおかしいんですけど、そういう問題は発生しなかったんですか。

○小山部長 基本的に、入居するときに大学・学校を経由しての入居となっておりますので、学校のほうで指導等も行っていただけるというのがございますので、未収は現実としてほとんど発生しておりません。発生したとしても、ほんとうにごくまれです。

○石村専門委員 今、大学のほうで基本的には……。

○小山部長 学校が推薦する形をとっておりますので、もし居座り等があるような状況であっても、学校のほうで責任を持って説得等をしますので、今まで居座りというのはなかったんですけども、途中で帰ってしまったということはありましたけども、それはごくまれです。

○石村専門委員 要は、未収の貸し倒れ損失と言ったらおかしいんですけど、そういうのも……。

○小山部長 要は債権放棄等に関しては、過去やったのはほんとうに1人、2人でございます。

○石村専門委員 数万円という感じですか。

○小山部長 数万円です。積もって、足すと10万円ぐらいにはなるかもしれませんが。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○萩原室長 補足ですけど、一応債権放棄のルールも定めていまして、当然、帰国後、帰国した国に旅費を使って回収に行くというのは不経済だと。そういったところで、未納額と回収にかかる経費を比較して、債権放棄をするということにしてございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうかね。

○石田専門委員 あと、レジデント・アシスタントの自主交流イベントもやっていらっしゃって、業者さんに採用を任せていらっしゃる。アンケートもトータルの居住の満足度を聞いていらっしゃるんですよね。そうであれば、本業務の実施に当たり確保されるべき質のところ、アンケート調査結果の満足度、あるいは非常に満足が全体の80%以上とか75%以上みたいなものもお書きになるほうがよいのではないかと思ったのですが、その辺いかがでしょう。

○萩原室長 別紙2の情報開示の資料の中の4ページ目の4ですけれども、従来の実施における目的の達成の度合いというのがございます。一番上の項目2、入居者の満足度というのを定めておりまして、目標計画は80%以上の者から肯定的な回答をもらうとしておりまして、その結果が、ご覧のとおり、28年度が99.7%、29年度が99.3%と非常に高い割合を示しているということもありまして、今回の求める質の中には、これはごくごく当たり前だということで、あえて質の中には入れておりません。

一方で、万が一、80%を切るような数字が出たらどうするんだというお話ですが、アンケートの集計結果はフィードバックして民間事業者にサービス改善に努めさせるというふうにしていますので、そこでカバーしようというふうに思っております。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、石田先生のご指摘の点はそれでよろしいですか、稼働率のところ。

○石田専門委員 はい、結構です。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会に確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

独立行政法人日本学生支援機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますよう、お願いいたします。

特に異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますよう、お願いいたします。

本日はありがとうございました。

（独立行政法人日本学生支援機構退室）

（厚生労働省入室）

○古笛主査 大変お待たせいたしました。続きまして、厚生労働省の上石神井庁舎の管理・運営等業務の実施要項（案）についての審議を行います。

実施要項（案）について、厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室、谷室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○谷室長 ただいまご紹介いただきました谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私のほうからは資料に基づきまして、平成31年度から33年度までの市場化テストの実施に向けた我が省の庁舎運営管理についてご説明させていただきたいと思ひます。

資料でございますけれども、資料のB-2がござひます、これに基づいてご説明させていただきます。これまでも7月に開催されました513回の入札監理小委員会においていろいろご議論いただきました。その議論を踏まえまして、今般、入札実施要項を平成27年のものに見直しを加えましたので、ご説明させていただきます。B-2で説明させていただきます。

初めに、スケジュールの前倒しについてご説明させていただきます。15/212と書いてあるところをごらんいただきたいと思ひます。ここに4の(1)のところスケジュールが書いてありますけれども、官報公告を前回12月下旬に行ったものを11月下旬ということで1カ月前倒しをしております。ほかに、それに伴ひまして、それぞれ①から⑨までござひますけれども、少しずつ前倒しいたしまして、実施することとしております。これに伴ひまして、十分な公告期間、また実際に業務を落札後、実施するまでの期間について、期間を確保するというを行っております。

次に②のところでございますけれども、入札説明会及び現場説明会の取り組みについて、見直しを行うこととしました。入札説明会につきましては、複数回行うこととしております。また、今回新たに現場説明会を実施することとしました。現場説明会につきましては、電算棟の中をご案内して、電気設備の内容や規模を見ていただくことによって、新たに入札に参加していただくためのインセンティブを高めたいと考えております。

次に、前回入札に当たって説明会に参加したんですけれども、実際応札しなかったといった者についてもヒアリングを実施すべきというご指摘を受けましたので、ヒアリングの状況についてご説明させていただきたいと思ひます。

前回、9事業者が説明会に参加しまして、実際は当時の担当者がいなかったりして、聞けなかった事業者もあるんですけれども、7事業者に電話いたしました。そこで聞いた内容としましては、1点目が、入札に参加しなかった理由として、仕様書における業務内容

や前年度の金額規模からすると、自社における履行が難しいのではないかという判断があったということです。それと、経験のある人材を4月までに確保することが、準備期間が短かったので確保することが難しかったというのがあります。それと、年度末で他の調達案件が、ほかの他省庁等の調達案件がたくさんあったので、その中で選んだ結果、私どものものには応札しなかったというお話がございました。

それと、次に実施要項の関係でいいますと、14/212を見ていただきたいと思うんですけれども、この下のところに見え消しで書いてありますけれども、契約の実績の部分でございます。前回は延べ床面積が1万3,000平方メートル以上という実績を求めていたんですけれども、今回1万平米以上ということで、3,000平米を減少させております。この緩和につきましては、1万平米にしましたが、私どもの施設自体が受変電設備や大規模なコンピューターシステムなどを有しているということで、現在、庁舎の規模が1万3,400平米ほどありますので、この一定の実績は必要と考えておりますが、市場化テストを行っている他省庁の実績を参考にいたしまして、可能な限り緩和したということでございます。

次に、8/212を見ていただきたいと思います。あちこち行って申しわけございませんけれども、ウ、エ、オとあります。ここで警備保安、清掃業務、植栽管理業務を今回新たな業務として追加し、全体の包括化を行ったということでございます。

これは、入札説明会に参加したものの応札しなかった事業者にヒアリングしたところ、これらの警備保安等の業務を一体的に行うことによって、効率的な業務体制としてマネジメントがしやすいということで、包括的な業務として含めてほしいという意見があったところでございます。

また、前回の当委員会におきまして、委員から警備等の業務をまとめて行うことが多いという情報をいただいたことから、これによって業務全体の効率化につながることを期待しているところでございます。

次に、5/212なんですけれども、この一番下のところの③でございますけれども、システム運用事業者との連携についてということで、新たに業務を加えさせていただきました。これは実質的には新たな業務ではなく、これは実際に行っている業務でして、しっかり明記すべきというご指摘がございましたので、これは今も実際行っている業務でございますシステム運用事業者との連携についてということで、電算棟では膨大な個人情報データをサーバーにより管理しておりますので、サーバーがダウンすることなく安定的

に稼働するよう、サーバーの電機系統の保全や空調管理についてシステム運用事業者と連絡調整を行う業務でございます。これはこれまで実施要項に漏れていたということでございまして、明記したというものでございます。

それと、机上に今回配付させていただきました評価点の見直しでございます。今回、警備、清掃、植栽管理業務を含めた包括化を行った関係で、現行の評価表と大きく変更となっております。それに加えて、以前の評価項目、これ見え消しになっておりますけれども、中長期改善計画関係業務の評価、クレーム依頼の処理業務、研修体制については削除しております。

それに合わせて、緊急の連絡体制でございますけれども、これは前回加点項目であったんですけども、これは必須項目ということで変えております。これによりまして、前回必須項目が100点だったものは今回も100点満点、前回加点項目が500点満点だったものが290点満点ということで、変えております。

これによりまして、例えば中長期の改善計画の関係業務などの評価項目を削除することによって、新たに新規参入する者の評価について、不利にならないようにするというところで変えております。

以上が実施要項に関する変更点でございます。

もう1点でございますけれども、本実施要項のパブリックコメントについてご報告させていただきたいと思っております。資料B-6をごらんいただきたいと思っております。パブリックコメントの募集を8月29日～9月12日まで行いました。11件のご意見をいただいたところでございます。ここに列挙しておりますけれども、ご意見のほとんどが字句等の誤りについての指摘でありました。また、⑨などは資格要件なんですけれども、こちらについては必要な資格要件ということで、原文どおりとさせていただいておりますので、パブリックコメントの結果はこのようになっているということでございます。

また、パブリックコメント募集を行っていることについて、前回入札説明会に参加した事業者の従事者にパブリックコメントを行っていますよということを周知を行っているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 通し番号の5ページの追加された③の内容なんですけれども、ここでは

「民間業者は、電気工事を行う場合」と書いていますが、管理会社が工事を行うということはないと思うんですけどね。もしこういう工事が必要になるとすれば、これは厚労省のほうで直接発注されるか、あるいはサーバーを運用している業者のほうで工事を別途発注するかという話になるはずなので、ここにこういうことが入っていること自体がちょっと不可思議な気がします。

それと、後半のほうで、「また」というところで「情報セキュリティの向上に努める」とありますが、これもコンピューター屋さんの仕事ですよ。建物管理する側の仕事ではないと思います。特に情報セキュリティということをおっしゃるのであれば、サイバー攻撃とか、そういう話になると思うので、それを建物管理をやる会社に求めるというのは、これは筋違いだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○谷室長 今、ご指摘いただきました点でございますけれども、この文章の書き方が適切でないのかもしれませんが、工事を行う場合というのは、これはもちろん、今、委員言われたとおり、この受託業者が工事を行うんじゃないかと、私どもがほかの電気工事業者に発注したもので工事を行う場合という意味ですので、この辺はちょっと表現が、もっとわかりやすいようにですね。

○小松専門委員 もしそうだとすると、注意しなきゃいけないのは工事をやる業者ですよ。業者が工事中に変なことが起きないように調整する、これはよくある話だし、当然やらなきゃいけないけど、それを建物管理の会社が調整するというのは話が違うんじゃないですか。

○谷室長 まず、先ほどの疑問に対しては、工事を行うという場合はご理解いただいたということでよろしいですか。

○小松専門委員 はい、それは結構です。

○谷室長 その上で、「周辺機器に影響が生じないよう」という、この言葉なんですけれども、これは、もちろん当然、今言われたとおり、工事を行う業者が管理を行うわけでございますけれども、それに付随して設備管理上必要なものやっつけていくということで、調整を行ったりしなきゃいけない場合がありますので、例えば、物の搬入とか、その辺の調整の過程のことを言っております。

○小松専門委員 それは、ちょっとくどいようなんですけれども、それは工事をやる業者が主体となって、よろしくということで管理している会社に相談したりとか、ここをこうしてほしいとか、これはよくある話ですよ。別に殊さらここに書く必要がないような気はする

んですが、これが業務みたいになっていると、結局、前々から問題にしていますけれども、富士電機 I Tソリューションという会社が入ってきている理由がこの辺にあるんじゃないかと私は思っているんですね。

でも、これは本来の建物管理の業務とは違う話でしょうというふうにずっと思っているので、何でこれをここに書かなきゃいけないのかというのが逆にわからないし、ずっと伝統的に富士電機さんの関連会社かやっておられるんですけども、その理由がどうもここにあるんじゃないかというふうに私は思っているんですね。

だから、これは業務としては建物管理ではなくて、コンピューターシステムあるいは直接厚労省のほうでやられる仕事だとすれば、これはここに書く必要全くないと思うんですけどね。これが入っているがゆえに、何かゆがんでいるというふうに私は理解しているんですけども。

○谷室長 私どもはどこの業者がこの入札に応札するかということについては公正公平にやっておりますので、その辺で、富士電機さんが入ってくる、こないについては私どもは何か評価することはできません。ここに書いてあることは、実際に周辺機器に影響が生じないということで、もちろん言われたとおり、工事の発注者である厚労省なり、実際に電気工事事業者が行うことは当然ですけども、あわせて設備管理上必要なものについてはやっていただくということです。今までのことを踏まえると、今回明記したから入ってこれるんじゃないかということは関係ないと思っております。

その上でもう1点、「また」書きの情報セキュリティーの向上に努めることでございますけれども、これについては、私どもとしては I S O の関係の基準も実際今回求めているわけですけども、いろいろな情報管理に当たっては、今、いわゆるシステム上のマルウェア等の感染とか、攻撃型のいわゆるシステムに対する脅威というものだけではなくて、実際に運営する内部における通報者なり、外部からの侵入者等のそういう面もございまして、そういった意味で情報のセキュリティーの向上というのは、そういった関係も含めて実際やっていただきたいということで、ここに設備の維持管理の観点から書いたことでございます。先ほど委員が言われたようなシステム上のことに対して、この業者には行っていただくということは全く考えておりません。

○小松専門委員 おっしゃることはよくわかるんですけども、この文言からはそういうふうに読めないですよ。

○谷室長 わかりました。じゃ、そこはちょっと表現が悪い、私ども申しわけなくて、先

ほどの工事を行う場合のところもそうなんですけれども、表現がちょっとうまくできていないところがありますので、そこは変えさせていただきます。

○小松専門委員 よろしくお願ひします。

○古笛主査 ほか、いかがでしょうか。

○石田専門委員 今回、1者応札が続いているので、それを防ぐ手当てとしてヒアリングをしたという結果が出ています。このヒアリングはいつ行ったんですか。お電話されたということですけども。

○高西室長補佐 前回の当委員会が7月3日に開催されておりまして、その翌日にヒアリングをさせていただきました。

○石田専門委員 そうすると、2年前のことについて聞いたということですね。

○高西室長補佐 そうでございます。

○石田専門委員 そうですね。そうすると、その結果、「それはもう覚えていない」と言われるのは仕方ないことです。しかし、このことが「聞きました」ということには基本はならないと思うんですね。やらなければいけないのは、今後、いろいろな手立てを組んでやったときに、また1者だったらヒアリングは即やるべきです。2年経ってから聞いて、そのことをもって「ちゃんと私たちヒアリングしました」と言われても、それはヒアリングしたことにはならないと思います。ぜひ、もし次も1者だったら必ずすぐやるということをお願いしたい。それと、資料のB-4を見せていただくと、平成27年度から清掃と警備と植栽は分けたんですよね。分けた結果、今まで1者だったのが、分けた分については4者入ってきて、競争性が確保されて、落札率も下がったわけですよ。

それがなぜここに来て、「包括したほうが手を挙げる」と、終了後即ヒアリングをしていなかったのにもかかわらず、誰かが言ったのでみたいなことで包括にするのでしょうか。今回相当な手間をかけて包括されたわけですけど、逆に競争性が確保されなくて、逆戻りするんじゃないかと懸念をしています。もし今回、包括をして1者だったら、また清掃と警備と植栽については分けられるお考えですか。

○谷室長 すみません、ヒアリングが遅過ぎたのではないかというご指摘で、それはほんとうに私ども申しわけございません。ほんとうに3年前にしっかりやっつけというご指摘はそのとおりでございまして、確かに今、委員言われたように、電話して、もう担当者がいないとか、もう忘れましていうところもありました。ただ、その中で聞けた意見もございまして、実際担当者がいて覚えていることもありまして、その1つとして、包括的に

警備等の業務を一緒にやってくれたほうが応札しやすいんだと言ってくれたところがありました。

今回、私どもその意見を1つを踏まえて、見直そうとしているところでございます。

ただ、今、ご心配いただいたとおり、一般論でいえば、一括発注というか、大規模なものを発注するより分割したほうが、それぞれについて複数応札しやすいんじゃないかというのは、いわゆる入札の関係の中ではそういうことは言われる場合もよくあります。今回はそうではなくて、いろんなご意見を、業者の意見を踏まえた上でやっております。

その上で、1者になるかもしれないというのはありますけれども、そのご懸念は賜りませぬけれども、今回、我々としましては、業者の意見も踏まえて、やらせていただきたいというのが今回の見直し案ということで出させていただいているところでございます。

先ほどから言われますけれども、今回もしだめだったらという話もありますけれども、我々はそうならないように最善を尽くしていきたいと思っておりますが、もしだめだった場合は、ほんとうにすぐにヒアリング等を実施して改善に向けてやっていきたいと思っております。

○古笛主査 いかがでしょうか。

前回のときもそうなんですけれども、建物管理なのに富士電機ITソリューションという会社がずっと続けて落としてきているというところが、ここに何が原因があるんだろうというところを当委員会のほうでも懸念しているところです。建物管理というと、包括化するといった考えも一応あるんですけども、今回、じゃ、包括化したら一番の懸念が解消されるかというところ、必ずしもそうではないようなところもあるというところは危惧はしているところです。

あと、先ほど来、お話があった、小松委員からもお話があったシステム運用事業者との連携というところがやっぱり私も引っかかっているところでして、ここでいうシステム運用事業者というのはどこを想定して言っているのかなというところなんですけれども、これはいかがなんでしょうか。

○谷室長 システム運用事業者につきましては、今、私どものシステムを運用している業者ということで、具体的に言うと、(株)NTTデータなどです。

それと、資料のB-4のところ、28年～30年のところの事業実施者が富士電機ITソリューションと書いていますけれども、これは正確には富士電機ITソリューション

の共同事業体ということです。ここ1社ではないので、この書きぶりは正確ではないんですけども、共同事業体ということで、太平ビルサービスも実際企業としては入っているところでございます。

○古笛主査 逆に言うと、富士電機ITソリューションの共同事業体ということで、そして、入札説明会に参加して参加されなかったことが人材確保が難しいという話も出てきているのであれば、包括化すると、ますます人材確保は難しくなりやしないかなというふうな気もしたんですけども、それは大丈夫なんでしょうか。そういった点をご検討されたんでしょうか。

○谷室長 そこは、人材確保については期間が短かったというのが、4月までにというのが一番でしたので、その期間について、長くとるように今回考えております。その上で、包括化したら人材確保は難しいのではないのかということなんですけれども、実際ヒアリングの中で一緒にやってほしいということがあったのと、こういった事業は包括的にやる企業が通常多いということもお聞きしておりますので、そういった面では期間を長くすることによって、その辺をしっかりと担保していきたいと考えております。

○古笛主査 いかがでしょうか。

○石田専門委員 先の話で恐縮ですが、今までのお話を伺っていると、なぜ富士電機ITソリューションが1者だったのかの原因究明が足りないと思うんですよ。3年以上たってから電話して聞いても、それは皆さんもう記憶も定かではないし、ということで原因はよくわからない。今回、包括化をしたことも、ほんとうにそれは競争性の確保になるのか疑問があるところです。入札の告知を1カ月前倒しにし、皆さん方もいろいろとお努めになられて、複数者の応札があればいいですけど。さらに価格も下がればいいですけど、これが1者で、また価格もどちらかという今までの植栽とかは落札率が低かったのに、包括したら上がってしまったよという形になったときには、次の入札改革に向けすぐアクションしていただきたいですね。

その後、また3年の契約だから原因究明も2年後にやっていると、当事者の方はもう忘れてしまいます。終了プロセスに移行するためには、やるべきことを全部やったというのがないとできませんので、きちんと、もし1者だったら、例えば同じところだったら、なぜここしか手を挙げないのかというところはきちんと原因究明をして、いろいろと手立てを組んでいただかないと困ります。次回に、もし1者だったら、1者じゃなかったらいいんですけど、ぜひ早い原因分析の着手というのをお願いしたいと思います。

○谷室長 それは私どもが当然やるべきだと思っておりますので、しっかりやらせていただきたいと思っております。

○古笛主査 とりあえずやってみますか、そういう方向で。わかりました。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項ありますか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 どうでしょうかね、先ほどのシステム運用事業者との連携のところの記載をどうするかという点のご確認が必要かと思うんですけども、再審議はメールでいいでしょうかね。

それでは、本実施要項（案）につきましては、厚生労働省におきまして引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思いますので、事務局のほうでお手配をお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますよう、お願いいたします。

では、本日はありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(厚生労働省退室)

— 了 —